



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.6.22 No. 3815

— 6月17日、申33号(10日) —

7月ダイヤ改交渉はじまる

拘束は延び 食事はとれず

六月十七日、七月ダイヤ改に向けた第一回目の団体交渉が開催された。第一回目の交渉では、基本的な問題と踏切安全対策等、施設に係わる要求項目が議論された。しかし、どの項目もわず

か一行から数行あまりの木で鼻を括ったような回答しか行わない千葉支社の交渉姿勢のなかで、対立のまま終了せざるを得なかった。

働き易さ「高齢者対策」

運転への速成養成

等について議論

団交のほかに、① 勤乗勤改悪時の団交において、会社側は、「働き易さと効率化の追求、在宅休養時間と食事の確保を目的とした勤務改正である」と説明したにもかかわらず、今回のダイヤ改では、またも在宅休養時間が減少し、食事時間も確保されないなど、交渉経緯に反したBダイヤが組まれていることについていかに考えているのか、② また動力車乗務員の要員の余裕が全くない状況のなかで実施されようとしているこの秋の「時短」について、どのような理念のもとに「働き易さ」や「在宅休養時間・食事時間の確保」を行なおうと考えているのか、③ 各区外勤を限定免許で置き換えていくという施策が強行されている状況のなかで、深刻化する動力車乗務員の高齡

者対策についていかに考えているのか、④ 勤労千葉の強制配転者や運転士資格を持つ者を塩漬け状態におき続ける一方で、車掌経験が一年しかない者を運転士に速成栽培するなどという、一片の合理性もない勤労千葉敵視政策の中止等について集中的な議論が行われた。しかし回答は、高齢者対策については「五五歳で原則出向となる」とのみ答えるとか、運転士の速成養成についても「車掌として一定のレベルに達していると判断した」と称して自ら述べていた車掌経験二年以上という基準すら崩したことをひらき直るとか、何の誠実さも見られないものであった。また、「働き易さ」をめぐる交渉経過は概略次のとおりである。

働き易さの追求は結局へん

組 働き易さの追求と在宅休養時間・食事時間の確保など自ら主張したことはいったいどうなっているのか。

当 行路については乗務割交番作成の規定等色々なしぼりのなかで作っている。

組 そんなことを聞いているのではない。乗務員の勤務制度改訂の時に自ら主張した働き易さの追求云々ということはその場しのぎのウソだったということか。

結局回答は「おれども」

組 この秋の時点では、乗務員の余裕はゼロに近いような状態になる。「時短」で休日が増え、効率化も行うと言っているが、このような厳しい状況のなかでどうすれば働き易さが追求できると考えているのか、「このような理念にたつて働き易さを追求します」ということを明らかにしてほしい。

当 …… それは、…。

組 次のような考え方で働き易さを追求します、という基本的なものがなければ、結局効率化、労働強化だけが先走るのは明らかではないか。

当 行路そのものをこれ以上きつくするということはありません。そういう考えではない。そういう考えでもない。そんなことを言っても要員

当 食事時間は、可能な限りとれるように作成するよう考えているが、しかしダイヤの制約がある。また、拘束時間は区によって短くなっている組もある。

組 効率化ばかりが追求され、どんどん仕事がつくくなっている。「働き易さ」ということについてどう考えているのか。

当 それは一概には言えない。個々の行路の問題になる。

はいない、休日は増える、という状態のなかで、口先だけでそう言われても信用しろという方が無理だ。

当 確かに秋の時点では苦しくなるが、運転士の養成が終わる年度末まで一時期の間休日制度の活用も含めてということもできる。

組 運転士はいない訳ではない。勤労千葉の強制配転者や資格保有者を戻せば解決のつく問題ではないか。

当 それはまた別な問題だ。

申三三三号交渉今後の日程
・六月二十四日、十時
・六月二十五日、十時
・六月二十九日、十時
全支部から結集しよう！